

鳥取県告示第 255 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり若土土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 4 月20日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事	米 田 收	倉吉市鴨河内1010
〃	佐 治 要	倉吉市鴨河内381-1
〃	米 田 健 二	倉吉市鴨河内1008
〃	西 村 達 夫	倉吉市鴨河内1101-9
〃	岡 本 洋 介	倉吉市鴨河内1105-1
〃	米 田 恒 和	倉吉市鴨河内901
〃	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
監 事	西 村 進	倉吉市鴨河内464-1
〃	米 田 家 嗣	倉吉市鴨河内1019
〃	黒 川 和	倉吉市鴨河内1228

平成22年 4 月 9 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	岡 本 洋 介	倉吉市鴨河内1105-1
〃	西 村 達 夫	倉吉市鴨河内1101-9
〃	佐 治 要	倉吉市鴨河内381-1
〃	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
〃	米 田 健 二	倉吉市鴨河内1008
〃	米 田 收	倉吉市鴨河内1010
〃	米 田 恒 和	倉吉市鴨河内901
監 事	黒 川 和	倉吉市鴨河内1228
〃	若 本 郁 夫	倉吉市鴨河内378
〃	米 田 家 嗣	倉吉市鴨河内1019

平成22年 4 月10日就任 任期 4 年